

事業番号	3-(1)-⑦	主な所管部署等	市民情報・相談課
事業名	【自対】多重債務者の相談支援体制の強化		
現 状	自殺対策の一環として、「多重債務相談」を実施しています。		
課 題	全国的な傾向として、多重債務者の自殺率が高い状況があります。地域自殺実態プロファイルでは、「生活困窮者」を重点的に取り組む区分としており、多重債務により生活困窮になっている場合もあることから多重債務者への支援が必要です。		
取組の方向性	自殺リスクのある多重債務者を適切な自殺対策相談窓口や相談機関につなげることで、問題解決や自殺防止の可能性を高めていきます。		
事業概要	多重債務相談では、必要に応じて、相談者を法テラスや自立相談支援機関（*）（以下「くらしサポート相談」という。）などの相談窓口につなぎ、対応することで包括的な支援を行います。		
活動指標	現状（2022年度）	中間（2026年度）	最終（2028年度）
	多重債務相談開催数 12回を継続して実施すること	多重債務相談開催数 12回を継続して実施すること	多重債務相談開催数 12回を継続して実施すること

\* 自立相談支援機関とは、自立相談支援事業を行う機関をいいます。本市においては、「くらしサポート相談」の愛称を付けています。